

公的研究費の運営・管理の責任体制

最高管理責任者	理事長
(公的研究費の取扱いに関する規程) 第4条 本センターに、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。	
統括管理責任者	専務理事
(同上規程) 第5条 本センターに、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究を担当する理事をもって充てる。	
コンプライアンス推進責任者	当該部局等の長
(同上規程) 第6条 部局等(事務局を含む。以下この条において同じ。)における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局等の長(事務局にあっては、財務を担当する理事)をもって充てる。	
(以下、事務局) 事務局長	(以下、研究部門) 研究部長